

消防指令システムの標準インターフェイスに関する検討状況

令和6年2月28日
消防庁防災情報室

本資料の内容

本資料の説明範囲

標準インターフェイス検討

代理通報事業者から位置情報等がデータ接続されるとよい

通報者から現場の画像や映像を取得できるとよい

一定の要件を満たすことを前提に、データ通信による緊急通報をうけられるようにすべき

- 消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイスの整備

携帯電話網活用のため、指令システムとのインターフェイスを共通化できるとよい

AVMのコストを削減したい

位置情報を転送したい

- IP無線やAVMに関する標準インターフェイスの整備等

消防本部向け資料の作成

調達機会が少なく本部にノウハウが蓄積されない

標準的な機能や定義がなく仕様検討・予算確保が大変

外部接続時に必要なセキュリティ対策についてガイドライン等の基準があるとよい

- 指令システムの基本的な機能、標準的な業務フローの整理
- 指令システム更改の調達仕様書ひな形の作成
- 非機能要件定義に係るガイドラインの作成
- 消防本部のセキュリティ対策に係るガイドラインの作成

データベースに係る検討

異ベンダー製品や新機能へのデータ移行が円滑かつ低コストで行えるとよい

- データ移行時の中間ファイルの標準化(指令システム・業務システム)

検討のベースとしている消防本部の課題・ニーズ※

高度化検討における検討事項

標準化・クラウド活用・ネットワーク検討

システム構築の財政負担が大きい

機能や規模の拡張性が高い柔軟なシステム設計にできるとよい

- 業務システムの標準化・クラウド活用のための標準仕様の策定

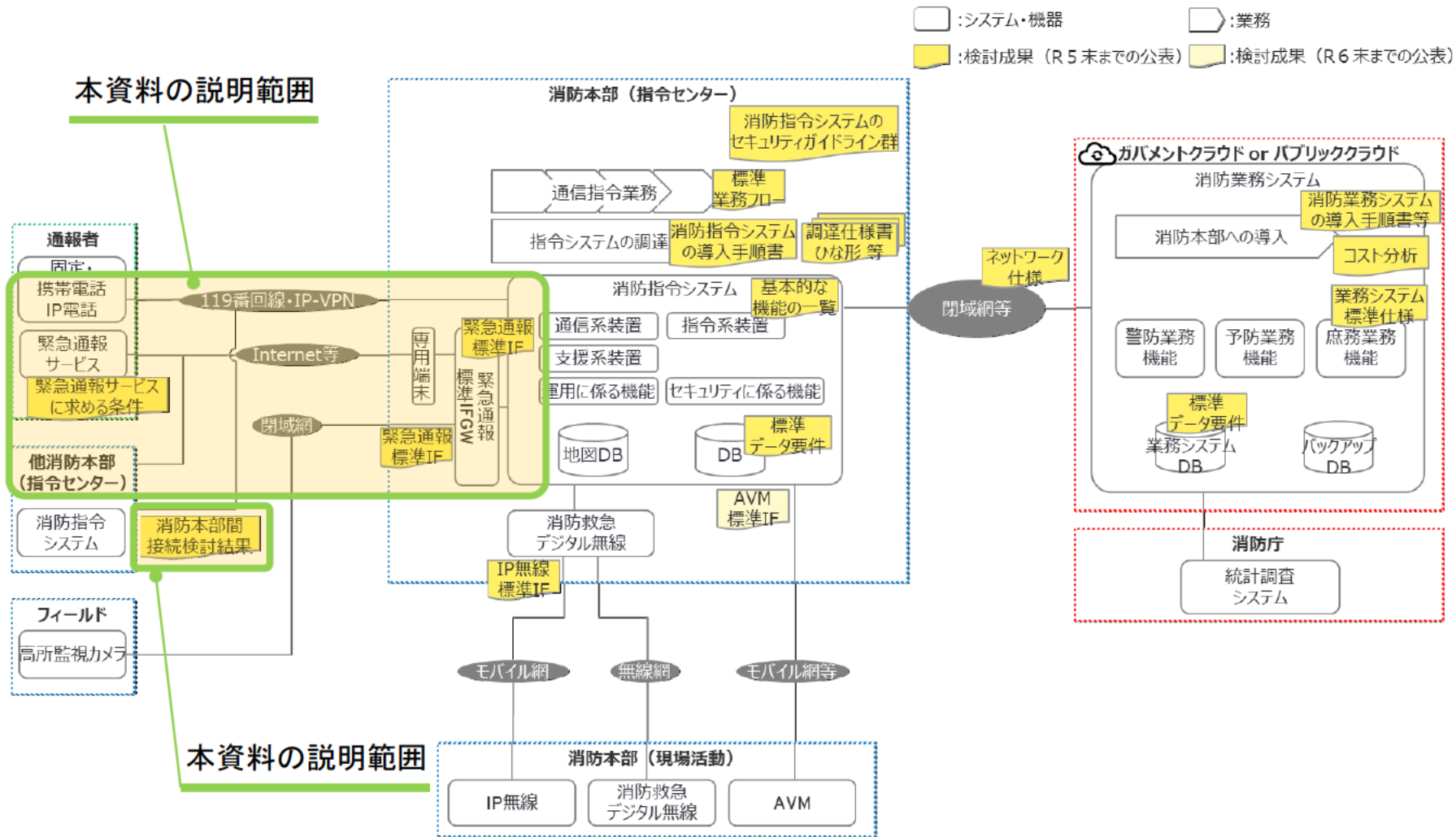
消防全体としてネットワークの在り方について検討が必要

他消防本部や応援部隊、他機関とデータ連携できるとよい

- ネットワークの在り方検討
 - 消防本部-クラウド間
 - 消防本部-消防庁間
 - 消防本部-他消防本部間

※令和2年度に実施した全国消防本部へのアンケート結果から、現在の検討における目的としている課題・ニーズを抜粋

全体像における本資料の内容



「標準インターフェイス」の検討状況

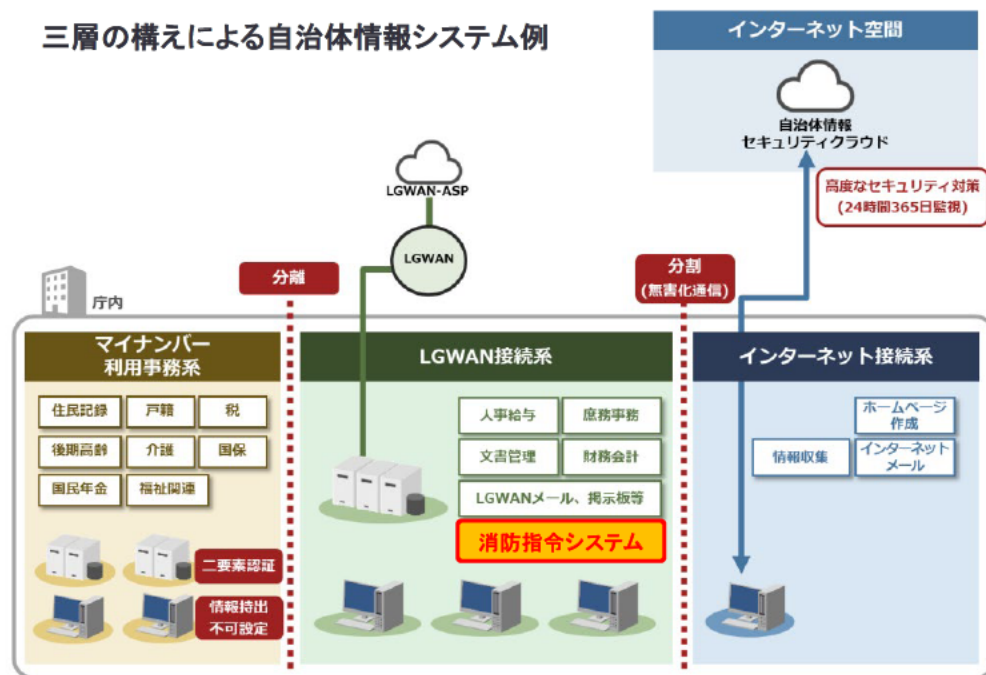
- 消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイスについては、第10回会合での協議を踏まえ、標準仕様書の作成、「消防機関が緊急通報サービスに求める条件」の整理、実証事業を行っている。
- 各検討事項の検討内容及び第10回会合での協議内容は、以下のとおり。

検討事項	現在の検討内容	第10回会合での協議内容(一部抜粋)	本資料記載頁
1. 消防指令システムのセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> 消防指令システムを守るために必要なセキュリティ対策の検討 	-	P.4 - 7
2. 「消防機関への緊急通報標準インターフェイス」標準仕様書の作成	<ul style="list-style-type: none"> 検討経緯、現状を踏まえた標準インターフェイス方針変更の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 検証(フェーズ2)での検討内容を踏まえた標準仕様書素案の更新 自治体情報セキュリティクラウド利用に関する関係機関との協議 	P.7 - 14
3. 「消防機関が緊急通報サービスに求める条件」の整理	<ul style="list-style-type: none"> 標準インターフェイスの方針変更を踏まえた条件案の検討 関係者への意見確認の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「消防機関が緊急通報サービスに求める条件案(時点版)」の作成 関係者への意見確認の実施 	P.15 - 17
4. 「消防機関への緊急通報標準インターフェイス」実証事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 検証(フェーズ3)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 試験環境での検証(フェーズ2)の実施 検証(フェーズ3)の計画・準備 	P.18, 19
5. 消防本部間接続に係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 転送フォーマットの定義 公表文書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 検討における実現内容・実現方式案の整理 	P.20 - 23

セキュリティ対策の前提(消防指令システムの位置づけ)

- 標準インターフェイスを具備した場合のセキュリティ対策を定義するため、消防指令システムの位置づけを整理した。
- 現在、消防指令システムはスタンドアロン、もしくはLGWANに接続されたシステムと整理している消防本部が混在している状態である。
- 総務省ガイドライン※に沿って整理すると、LGWAN接続系相当のデータを取り扱っていることから、消防指令システムの位置づけは、LGWAN接続系相当が標準であると整理した。
- 以上のことを踏まえ、消防指令システムはLGWAN接続系相当として、セキュリティ対策することが妥当と判断した。

三層の構えによる自治体情報システム例



総務省ガイドラインから抜粋した図に一部追記

1. **マイナンバー利用事務系(個人番号利用事務系)**
個人番号利用事務(社会保障、地方税若しくは防災に関する事務)又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。
2. **LGWAN 接続系**
LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう(マイナンバー利用事務系を除く。)
3. **インターネット接続系**
インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

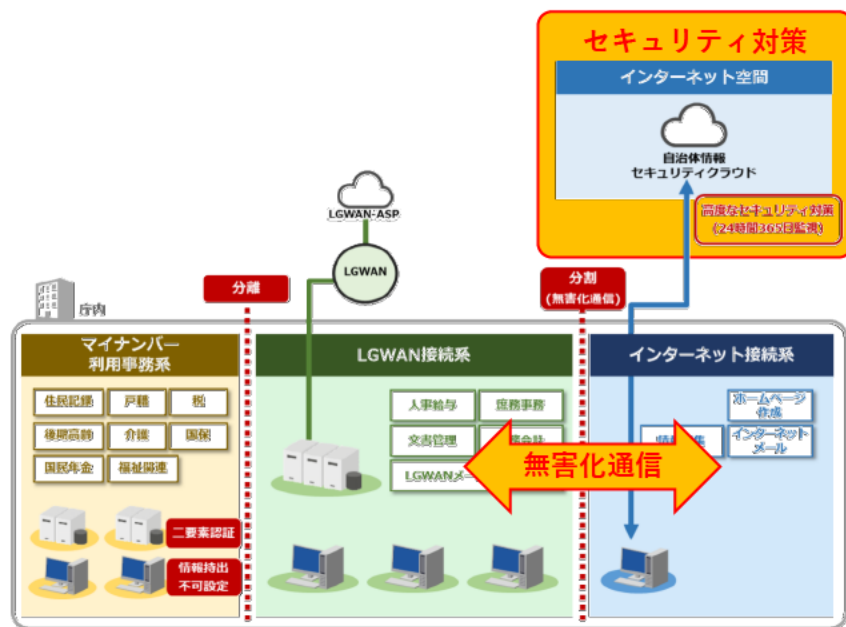
※地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

セキュリティ対策の前提(三層の構えに合わせたセキュリティ対策)

- 今後、緊急通報標準インターフェイスを具備することで、消防指令システムはインターネット環境に接続することになるため、総務省ガイドラインに則り、三層の構えによる必要なセキュリティ対策を実施するものとする。
- なお、セキュリティ対策の主眼は消防指令システムを守ることである。

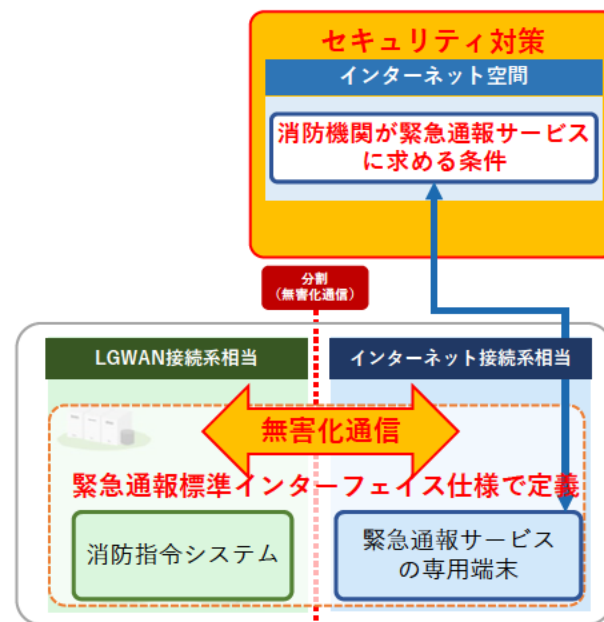
三層の構えによる自治体情報システムでのセキュリティ対策

- 1 インターネット環境における対策として自治体SC※相当のセキュリティレベルが必要
- 2 インターネット接続系とLGWAN接続系を繋ぐ際には無害化通信が必要



三層の構えに沿った消防指令システムのセキュリティ対策

- 1 インターネット環境におけるセキュリティ対策を「消防機関が緊急通報サービスに求める条件」として定義
- 2 消防指令システムと緊急通報サービスの専用端末間での無害化通信などについて緊急通報標準インターフェイス標準仕様書で定義

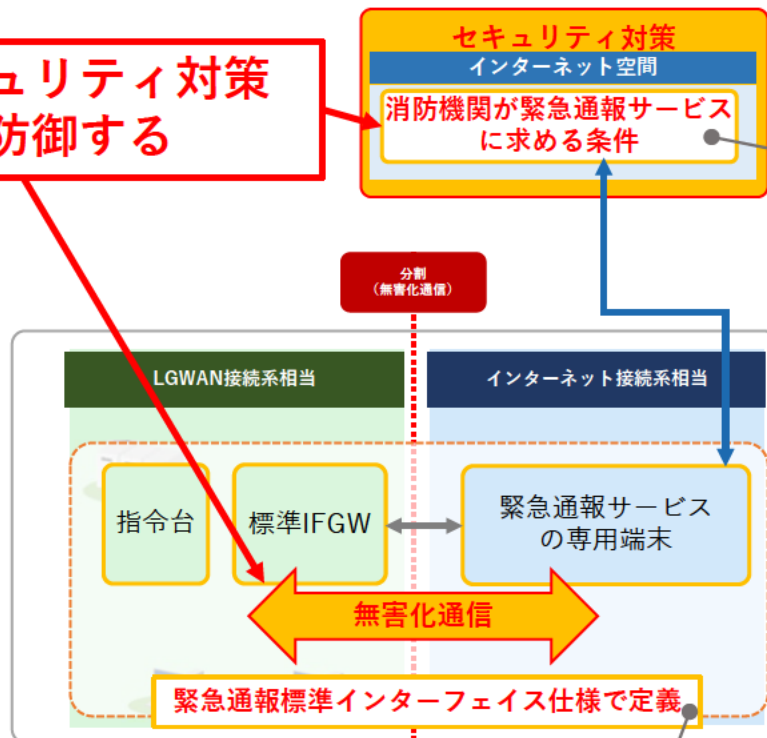


※自治体SC: 自治体情報セキュリティクラウド

三層の構えに合わせたセキュリティ対策の概要

○ 実際に緊急通報サービスを指令台に接続する場合の構成例とその際のセキュリティ対策の概要

2つのセキュリティ対策を合わせて防御する



2. 「消防機関が緊急通報サービスに求める条件」で定義

総務省ガイドラインに則り、インターネット環境から消防指令システムを守ることを目的として、セキュリティ要件・運用上の制限を設定している。

通信の暗号化	伝送、蓄積データの暗号化
通信の制御	通信先システムの制限
監視・検知	ログの監視
	不正な通信の検知
	マルウェア対策(ウイルス対策)の実施

P.15~P.17で詳細について記述

1. 「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」(緊急通報標準インターフェイス仕様)で定義

標準IFGWでの対策

通信の遮断	ファイアウォールなどによる通信制限
無害化通信	原則画面転送(必要なデータ以外通信禁止)
	テキスト化したデータの通信、無害化処理
監視・検知	ログの監視、マルウェア対策

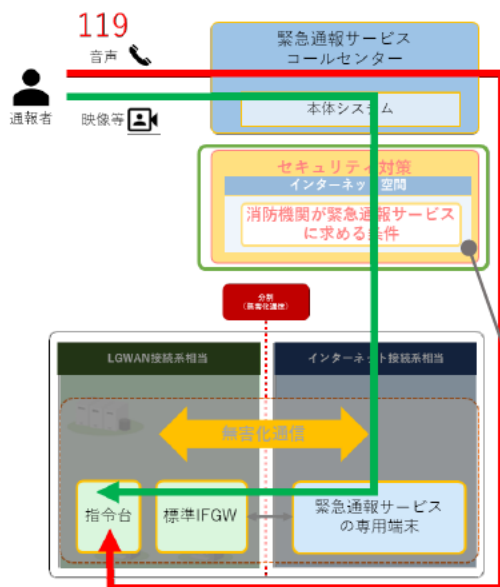
緊急通報サービス専用端末での対策

無害化通信	原則画面転送(必要なデータ以外通信禁止)
	テキスト化したデータの通信、無害化処理(画像・動画データはデータ自体を通信しない)

セキュリティ対策の考え方(可用性)

- 緊急通報サービスの内容によりセキュリティ対策も異なるため、可用性は重要な要件となる。
- 一方で、サービス内容に対する可用性の高低に関わらず「消防指令システムを防御する」という観点では、必要なセキュリティ要件は一定となる。よって、本検討会で策定する「消防機関が緊急通報サービスに求める条件」は、消防指令システムを防御するために必要な対策を規定したものである。
- 音声通報を伴わない緊急通報サービスは、「消防機関が緊急通報サービスに求める条件」に加え、緊急通報サービスとして119番通報相当の高稼働率かつ高度なセキュリティ対策等が必要となる。

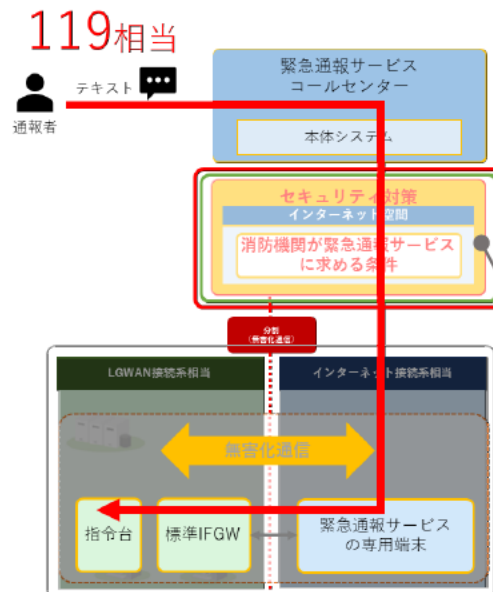
119番通報を補助する緊急通報サービス



消防機関が緊急通報サービスに求める条件で定めるセキュリティ要件

※各自治体SCの運用状況による

119番通報を伴わない緊急通報サービス



消防機関が緊急通報サービスに求める条件で定めるセキュリティ要件に加え、サービス品質を担保するためにさらに高い稼働率やセキュリティ要件が求められる

※現状の各自治体SCでは稼働率の面等で対応が難しいと考えられる

「消防機関への緊急通報標準インターフェイス」仕様変更に関する検討経緯

○ 第10回会合以降、標準インターフェイスの仕様変更を検討。

決定・公表時期	決定・公表項目	決定・公表内容(一部確認できた状況を含む)
中間とりまとめ(令和4年6月)	標準インターフェイスの対象	<ul style="list-style-type: none"> 音声・テキスト・画像・動画及びその接続方式までを標準インターフェイスの範囲とする
第8回会合(令和5年3月)	接続方式	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報サービスと全国消防本部間の通信を中継する共通なゲートウェイ装置(共通GW)の構築を検討
第9回会合(令和5年7月)	接続方式 標準インターフェイスの対象	<ul style="list-style-type: none"> 共通GWに関して、構築・運用にかかる体制・コスト・期間の課題解決が困難このため、各消防本部で個別に通信を受け付けるゲートウェイ装置(個別GW)の構築を検討 データによる音声通報は、回線品質等を担保するためのコストや現在の消防本部における通信指令業務の運用面への影響が大きいとの意見があった。このため、音声通信は標準インターフェイスの対象外とした。 現状、消防本部は新規サービス(通話を伴わない通報や不特定多数(非登録制)からの通報)に対応するための運用体制等が整っておらず、負荷が大きい。

令和5年10月時点の標準インターフェイス検討状況(実現可能なもの)	標準インターフェイスの対象	<ol style="list-style-type: none"> ① テキスト・画像・動画を通信対象 ② 従来どおり代理通報又は事前登録型のサービスに限定
	接続方式	<ol style="list-style-type: none"> ③ 各消防本部で個別GWを構築 ④ ②を踏まえ、ネットワークはインターネットであっても、閉域網であってもよい
課題	緊急通報サービス側の変更負荷	<ul style="list-style-type: none"> 既に、消防機関へデータ通信も含む通報を実現している緊急通報サービスは、標準インターフェイスで通信仕様や機能を規定することで、大幅な設計変更が必要となる また、標準インターフェイスに対応するサービスの減少によって、標準インターフェイス導入効果の低下が懸念される

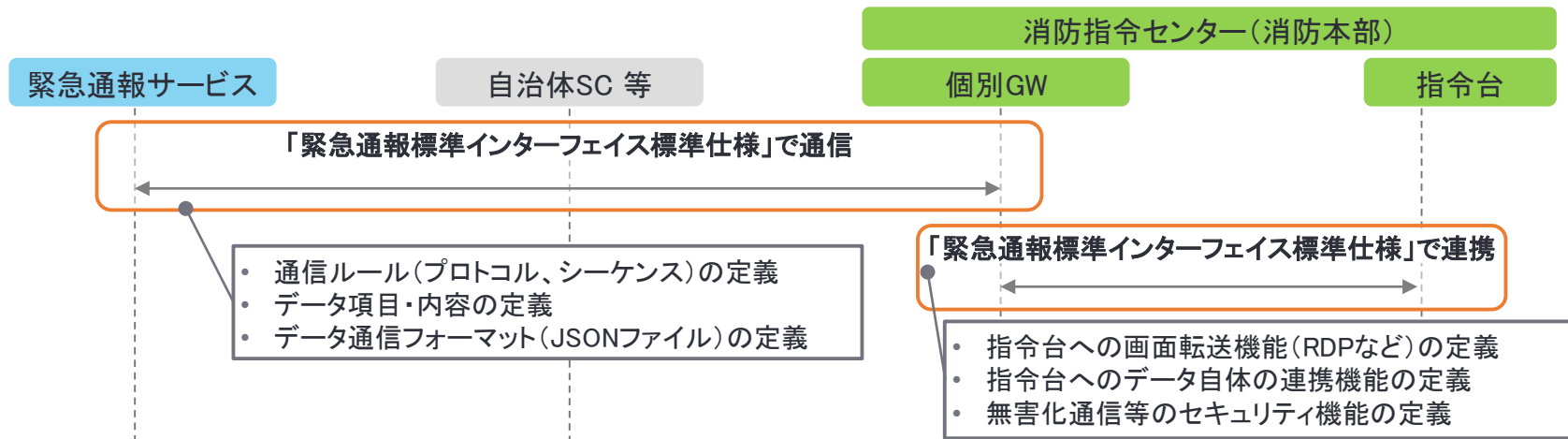
検討議題

「様々な緊急通報サービスを受け入れられるようにする(データ通信可能にする)」という目的を達成するためには、現在の状況・課題を踏まえると、標準インターフェイスの定義範囲・内容を変更した方がよいのではないかと。

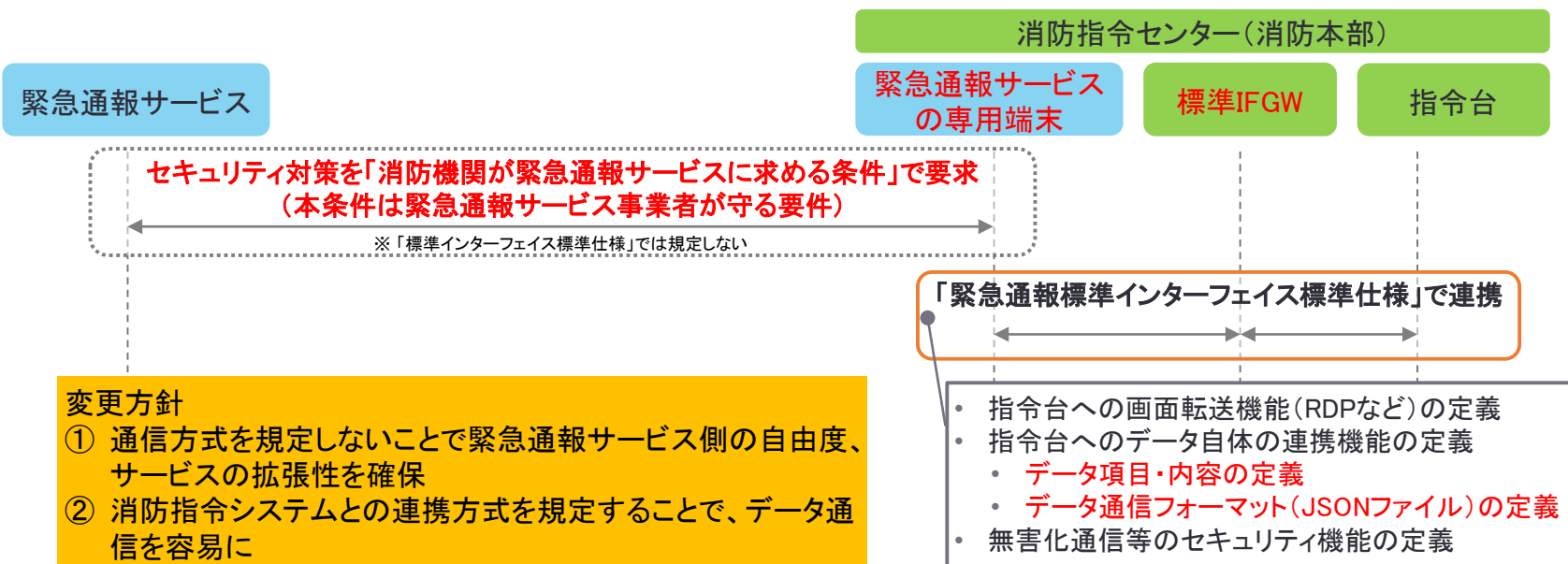
「緊急通報標準インターフェイス」方針変更(概要)

- 緊急通報サービスの専用端末から指令台への連携仕様を定義するよう標準インターフェイスを変更することを検討した。

今までの標準仕様



方針変更案

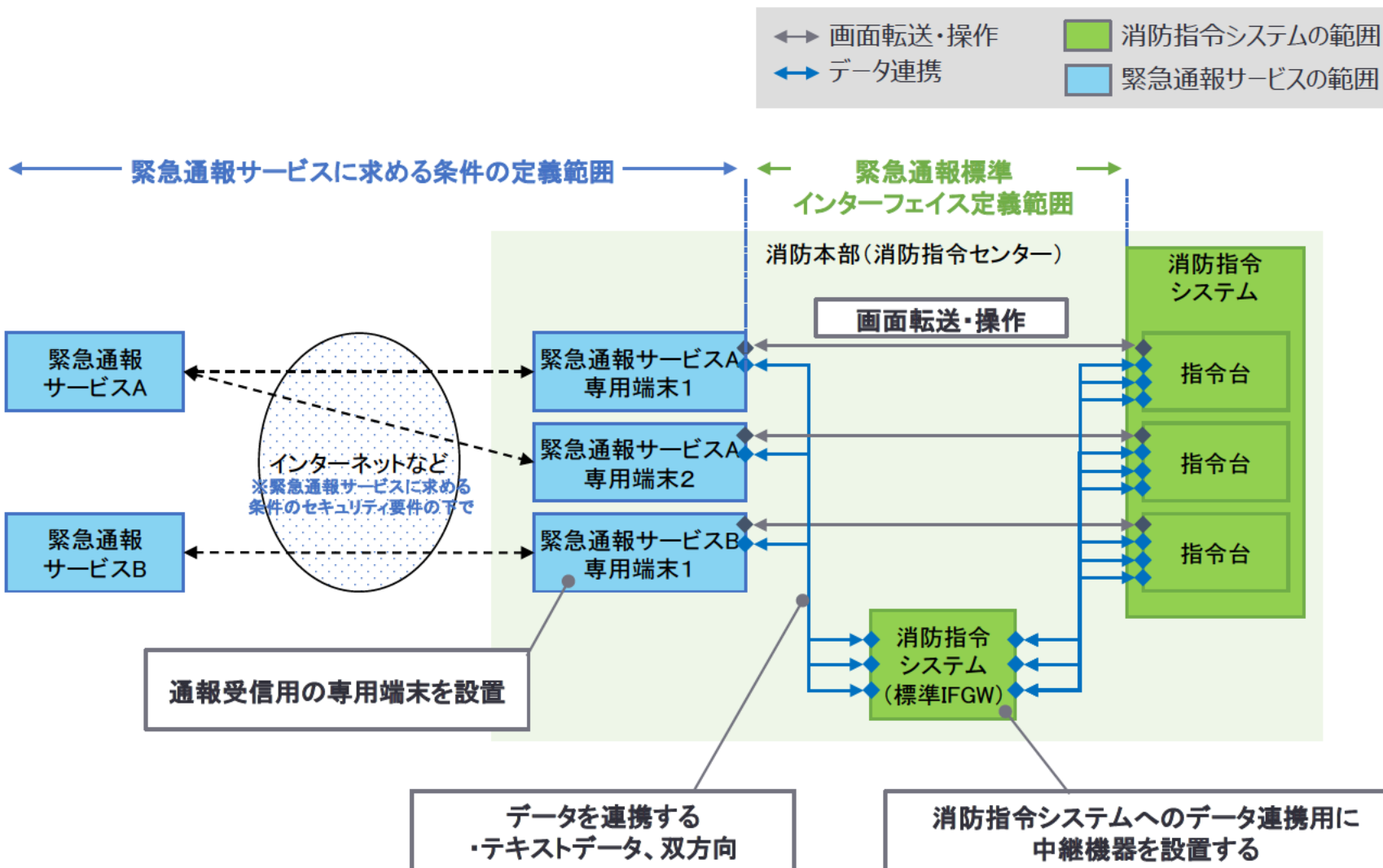


変更方針

- ① 通信方式を規定しないことで緊急通報サービス側の自由度、サービスの拡張性を確保
- ② 消防指令システムとの連携方式を規定することで、データ通信を容易に

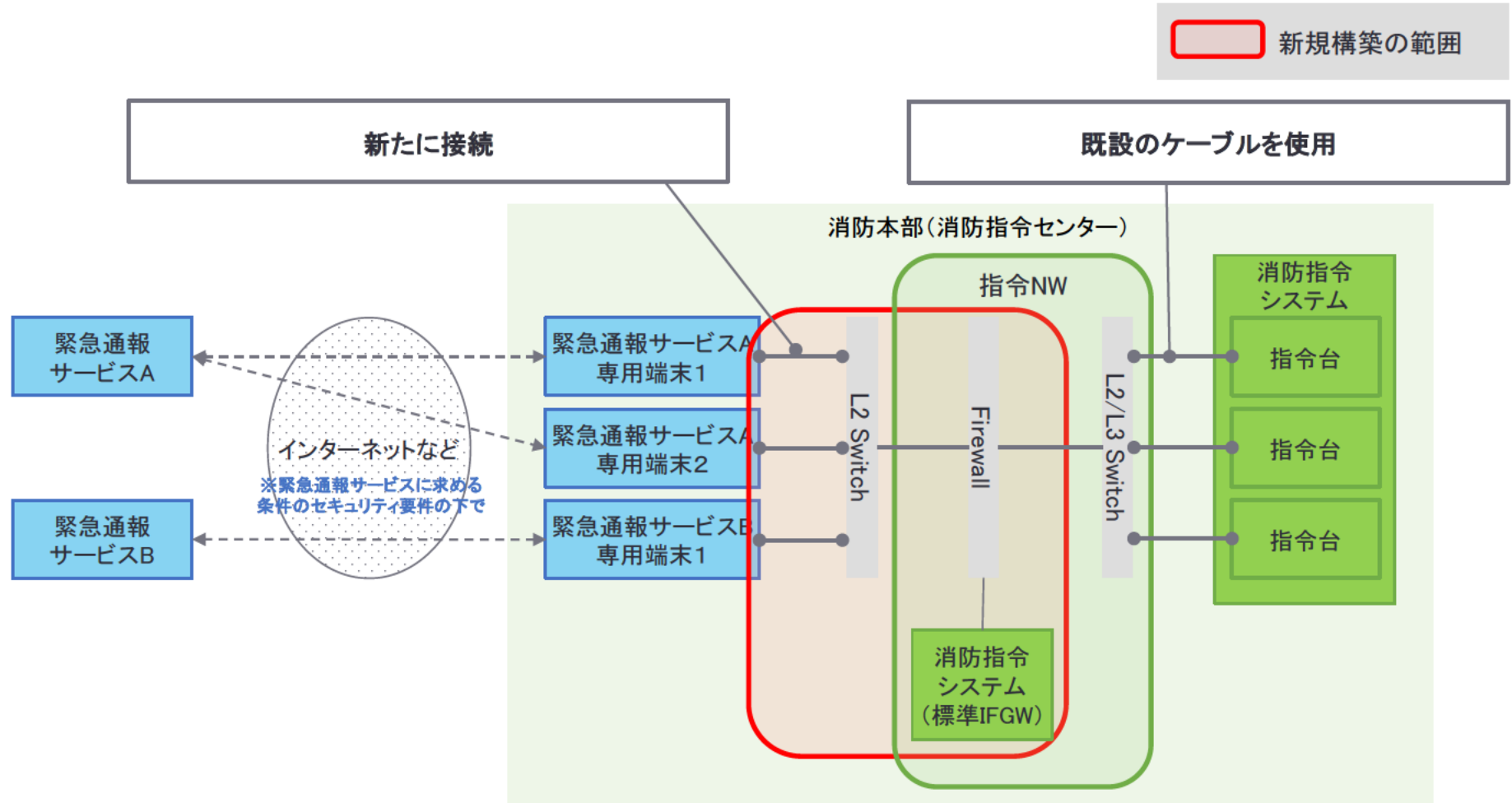
「緊急通報標準インターフェイス」全体構成

○ 緊急通報標準インターフェイスの全体像は以下のとおり。

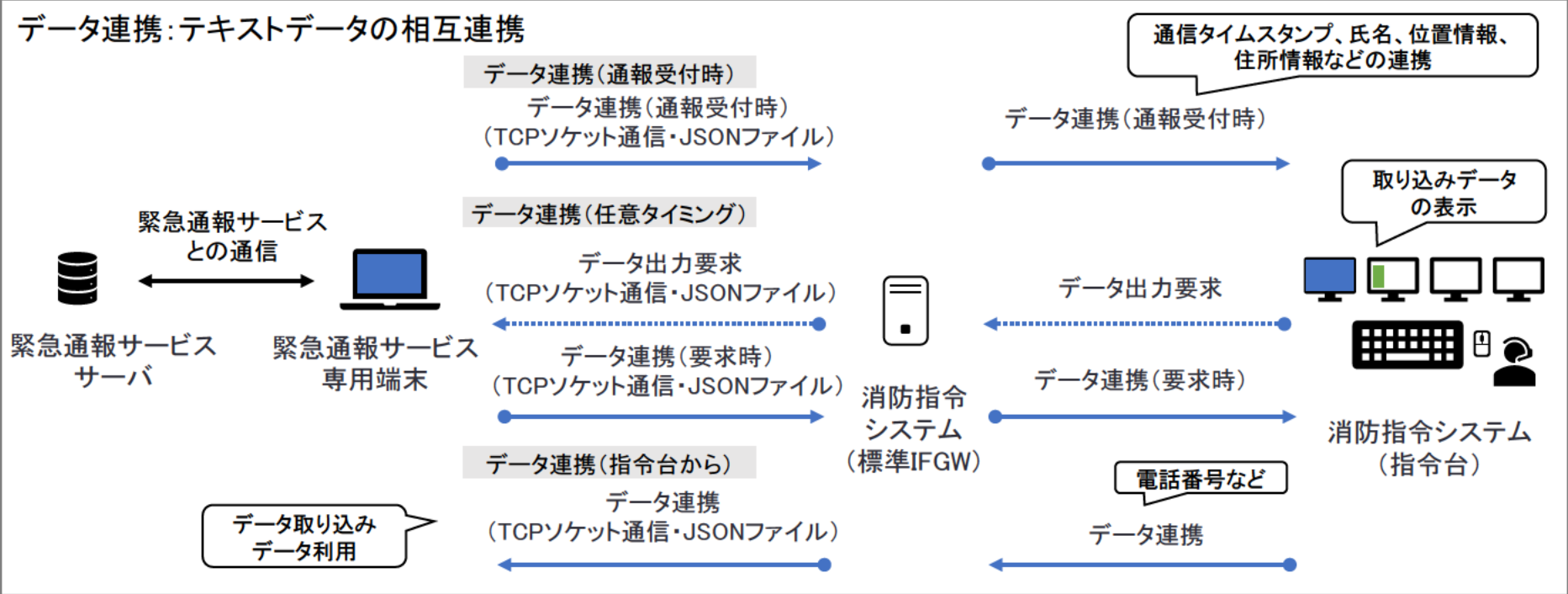
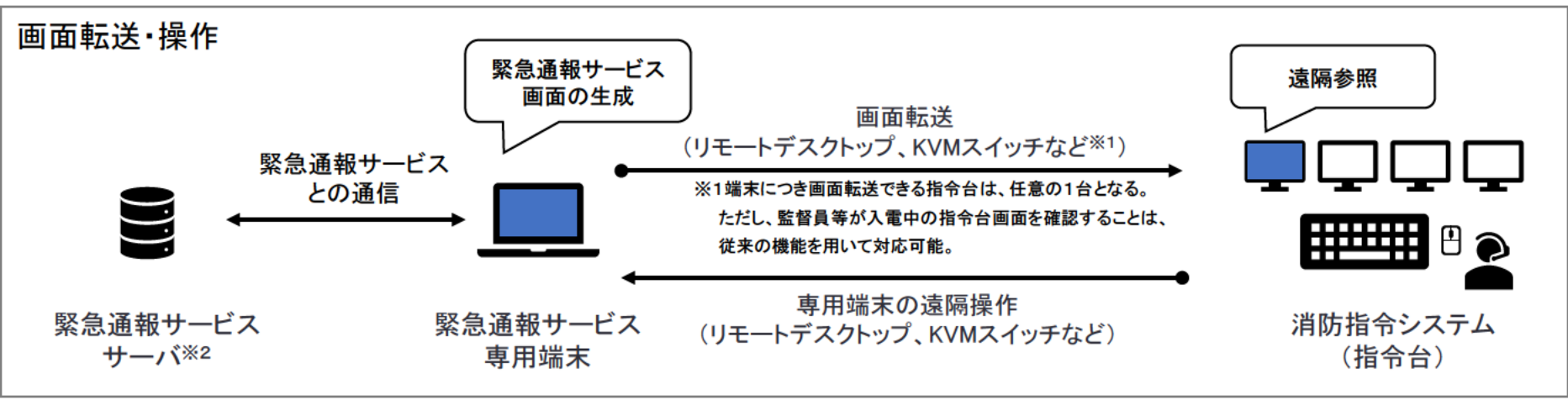


※イメージ中のネットワークは論理イメージ、実際はスイッチやLANケーブル等で集約される想定

(参考)「緊急通報標準インターフェイス」全体構成(物理構成イメージ)



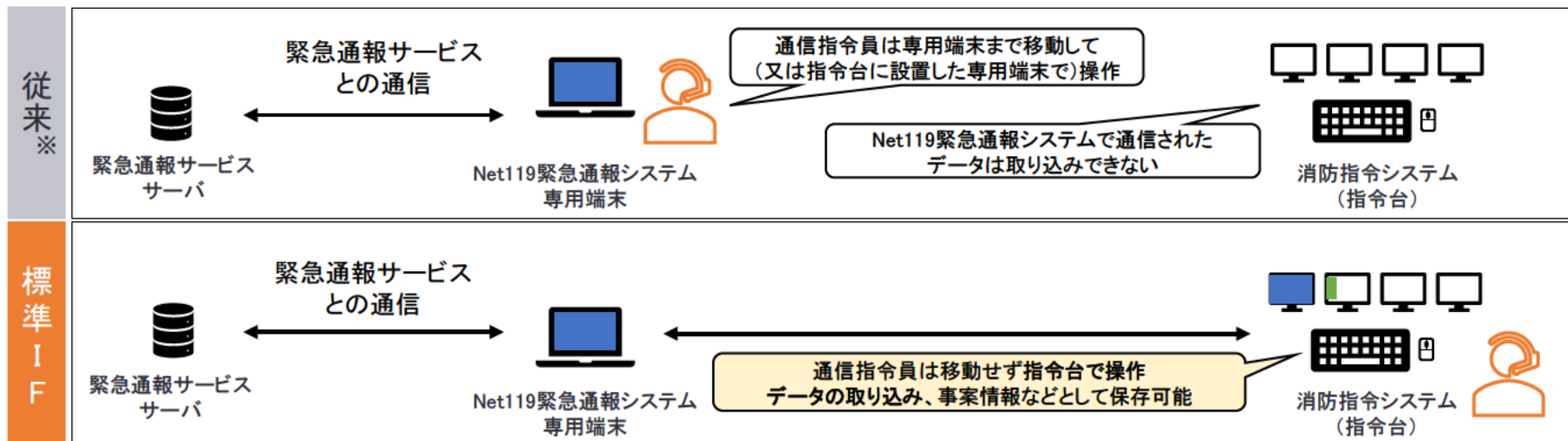
「消防機関への緊急通報標準インターフェイス」定義内容: 連携機能



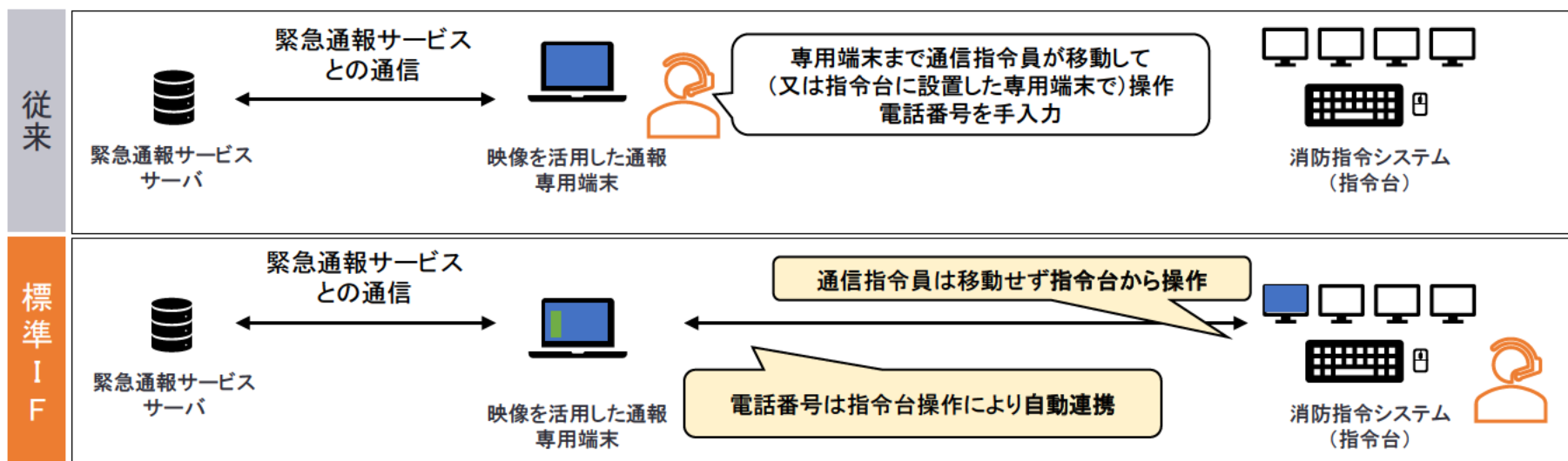
※1: 画面転送に係る手段は標準を規定せず、消防指令システムが指定するものとする。
 ※2: 緊急通報サービス事業者が持つシステム(サーバ)のこと、以下同様。

「消防機関への緊急通報標準インターフェイス」の定義内容：操作面での変化(例)

Net119緊急通報システムの例



映像を活用した通報の例

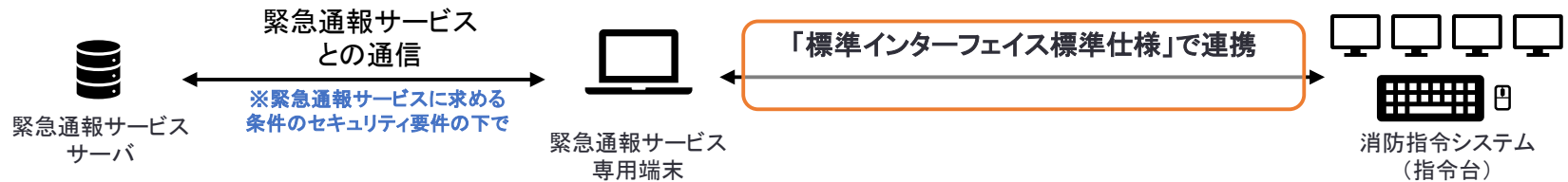


※標準インターフェイスがない現在でも、消防本部やサービスによっては指令台への画面転送・データ連携を行っている事例がある。

(参考)「消防機関への緊急通報標準インターフェイス」定義内容の補足

1. 消防本部に設置した緊急通報サービス専用端末を消防指令システムと接続させる方式について

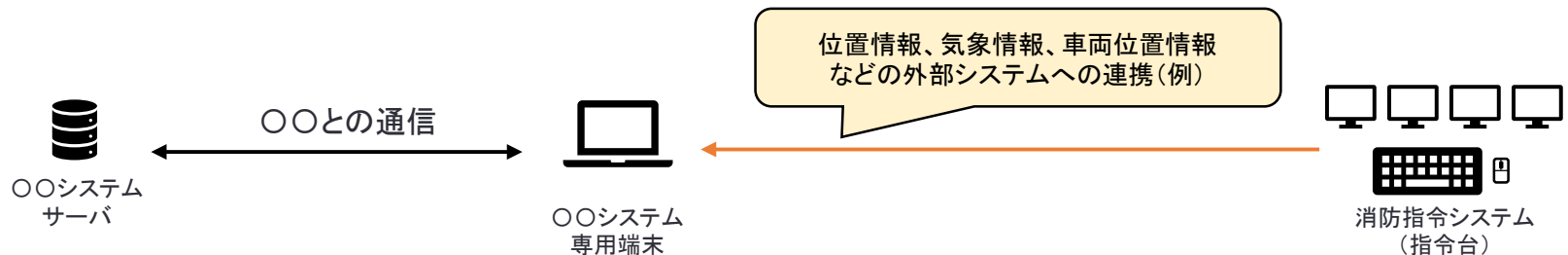
- 第10回会合における標準インターフェイスでは、消防本部の個別GWと緊急通報サービスを直接通信させる仕様としていたが、消防本部に緊急通報サービスの専用端末を設置する方針とした。
- 個別GWと直接通信する方式では、標準仕様に合わせた緊急通報サービス側の改修や設計が必要であり、また新しいサービスや技術を用いた緊急通報サービスの受け入れを行うには、標準仕様の大幅な変更が必要であった。
新仕様では、緊急通報サービス側は今まで通り又は自由に通信仕様を設計可能、また新しい技術の取り入れも標準仕様を変更することなく対応できることから、様々な緊急通報サービスを受け入れられるようにも対応している。



- ただし、専用端末を設置することによる消防本部側の設置箇所や、緊急通報サービス側のハードルといった面は課題であることから、標準仕様に則った通信を行える限りは、複数の緊急通報サービスでの専用端末の共有を可能とするなど、可能な限り対応しやすい仕様を規定している。

2. データ通信の向き

- 消防本部からの意見では、データ通信は緊急通報サービス側から消防指令システム向きのみでよいという意見がでていた。
- しかし、本標準インターフェイスは現在の緊急通報サービスの利用だけではなく、様々な外部システムとの連携に利用できると考え、将来的な有効利用のため、消防指令システムから緊急通報サービス側へのデータの送信も可能な仕様とした。



消防機関が緊急通報サービスに求める条件案

- 緊急通報標準インターフェイスの仕様変更を踏まえ、緊急通報サービス専用端末と消防指令システムが接続するために必要な機能等や情報セキュリティに関する条件を検討した。

本条件の対象範囲

「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス」を介して
消防指令システムと接続する緊急通報サービス※¹

条件項目(観点)

条件

条件設定の目的

消防指令システムとの
接続の前提

- 消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイスを利用して消防指令システムと接続する緊急通報サービスは、不特定多数の利用者を対象としたものではなく、オペレーターなどを介した代理通報又は事前登録制のサービスであるなど、利用者が限定されていること※²
- 消防指令システムと「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に規定されたデータ通信を行うための専用端末を消防本部に設置すること※³
- 消防指令システムと緊急通報サービス間で障害が発生した場合に備え、専用端末はディスプレイを具備し専用端末のみで緊急通報サービスを利用できるものであること

消防指令システムへの
画面転送

- 「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に規定された方法で、消防指令システムに対し画面転送を行えること
- 「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に規定された方法で、消防指令システムからの専用端末の操作を受け付けられること

消防指令システムへの
データ連携

- 「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に規定された方法・形式で、消防指令システムとデータ通信できること※⁴
- 「消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書」に規定された方法で、任意のタイミングでデータを出力できること

消防指令システムとの
標準インターフェイス
を介した
接続の実現

※¹: 消防指令システムにデータ接続しない緊急通報サービス、データ接続していても標準インターフェイスを介さないサービスは対象外

※²: 消防機関が緊急通報サービスを利用するか否かを判断できる緊急通報サービスを除く

※³: 標準仕様書に規定されたデータ通信を行える限りは、複数の緊急通報サービスによる同一端末の利用(設置)を妨げない

※⁴: 消防指令システムからデータを受信する必要がない緊急通報サービスは、消防指令システム等へのデータ出力のみに対応することを許容する

消防機関が緊急通報サービスに求める条件案

条件項目(観点)	条件※1	条件設定の目的
セキュリティに関する条件	遵守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等 以下の法令、条例等を遵守すること <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン 	消防指令システムのセキュリティの担保
	伝送・蓄積データの暗号化 <ul style="list-style-type: none"> 通信に関する情報等の重要情報は暗号化すること※2 	
	通信制御 <ul style="list-style-type: none"> 不正な通信を遮断する等のネットワーク制御を実施すること 	
	不正監視(ログの取得) <ul style="list-style-type: none"> 専用端末及びインターネット環境に公開しているサーバ等についてログを取得すること(アクセスログ、システム稼働ログ、障害時のシステム出力ログ) 取得したログについては1年間以上保持すること 	
	不正検知 <ul style="list-style-type: none"> システム全体において、不正な通信を確認し、対策を迅速に実施するために、不正検知を実施すること※3 	
	マルウェア対策 <ul style="list-style-type: none"> 専用端末及びインターネット環境に公開しているサーバ等に対しマルウェア対策を実施すること※3 	
	セキュリティ侵害時の対応 <ul style="list-style-type: none"> セキュリティ侵害時には、緊急通報サービスと消防本部の契約に基づき職員への通知などの対応を適切に行うこと 	

- ※1: IPA「非機能要求グレード2018」のセキュリティ要件から、悪意のあるソフトウェアなどが消防指令システムに混入することを防ぐための要件を選択し設定。なお、既存、Net119緊急通報システムのセキュリティ要件と矛盾しないことを確認している
- ※2: 暗号化は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(令和5年3月30日デジタル庁・総務省・経済産業省)」に基づくこと
- ※3: セキュリティ対策のソフトウェアなどは、常に最新の状態を維持することを求めるが、消防本部が設置した専用端末に対するセキュリティ対策のアップデートは本条件の対象外とする

消防機関が緊急通報サービスに求める条件案(関係者意見)

○ 前述の「消防機関が緊急通報サービスに求める条件案」は、消防本部、緊急通報サービス提供事業者、消防指令システム事業者からの意見を踏まえ、条件案の更新を行った。

■ 確認した意見(抜粋)

意見対象の項目	提示者	ご意見例	対応
消防指令システムとデータ通信を行うための専用端末を消防本部に設置すること。	緊急通報サービス事業者	緊急通報サービス事業者が、各消防指令センターに専用端末を設置するとなると多額のコストがかかり参入障壁となる(複数意見)	複数緊急通報サービスでの専用端末の共用を妨げないよう条件を更新
セキュリティ対策(全般)	消防指令システム事業者	責任分解を明確にすべき ①専用端末一標準IFGWの専用端末側の出口 ②専用端末一標準IFGWの標準IFGW側の入口	標準仕様書に責任分界点を明記 ①専用端末の設置者 ②消防指令システム事業者
	消防本部	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの規定・基準に則る等を追加すべき	条件として追加 ・個人情報保護法、総務省ガイドライン※、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン
	緊急通報サービス事業者	認証に係る条件を規定すべき (専用端末と接続するシステムの制限のため)	標準仕様書に認証についての記載を追加(IPアドレスによる認証)
	消防本部 消防指令システム事業者	24時間365日の稼働を求める、回線を努めて冗長化するなどの条件を規定すべき	緊急通報サービス自体の条件であるため、今回の条件設定の対象外とし、条件への追加は行わない
	消防指令システム事業者	今回の対策は緊急通報サービスに求める条件であり、クローズドネットワークである標準IFGWには設定不要と考えている	クローズドネットワークであっても、外部からデータを取得する際に必要な対策は標準仕様書に定義している

※地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

「消防機関への緊急通報標準インターフェイス」実証事業フェーズ3

○ 緊急通報インターフェイスは、仕様変更案に合わせた内容で検証を行っている。

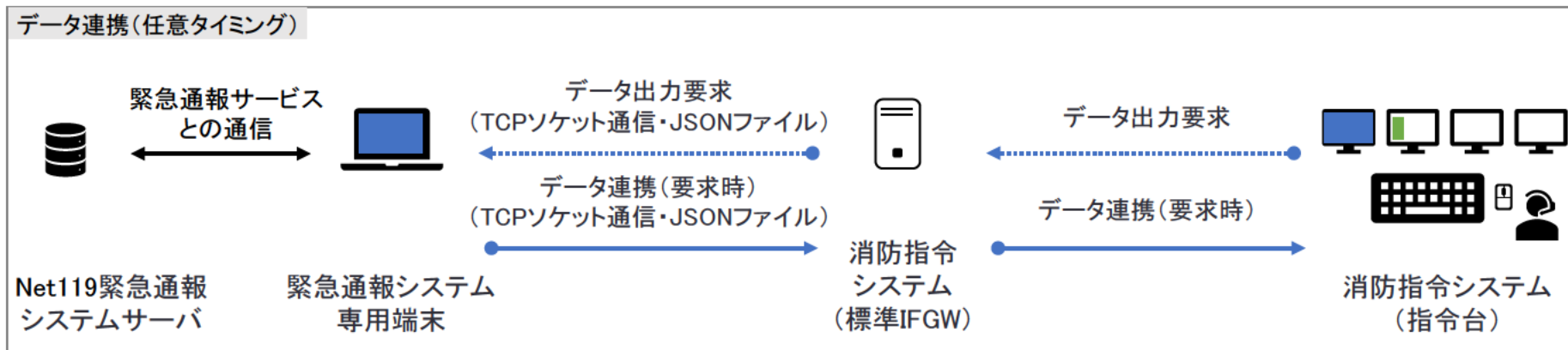
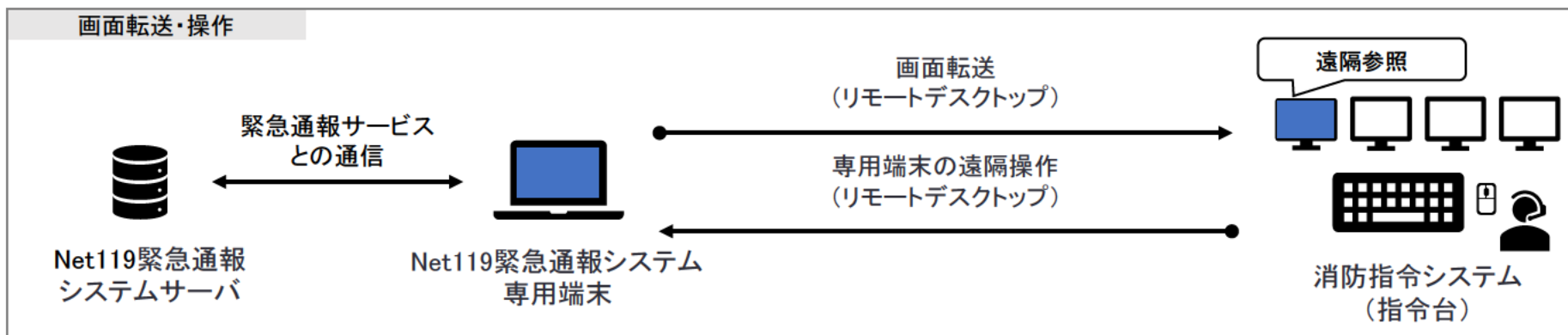
【実証事業フェーズ3概要】

期間：2023年12月-2024年3月（検証実施中）

試験内容：試験環境に構築した緊急通報サービス専用端末と消防指令システム間（※）の疎通確認

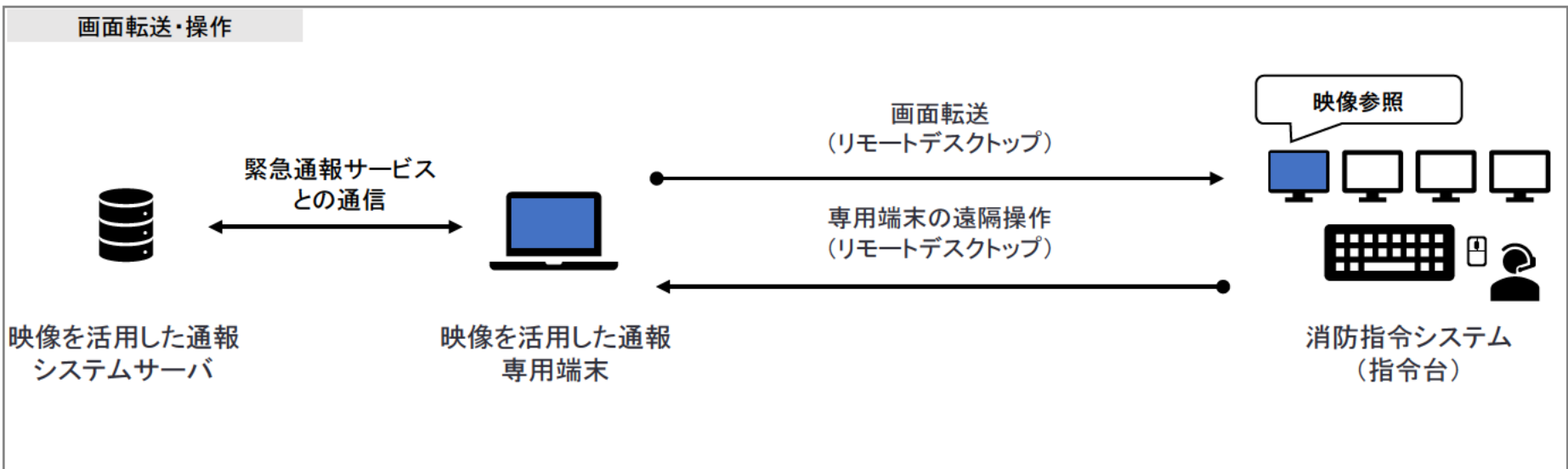
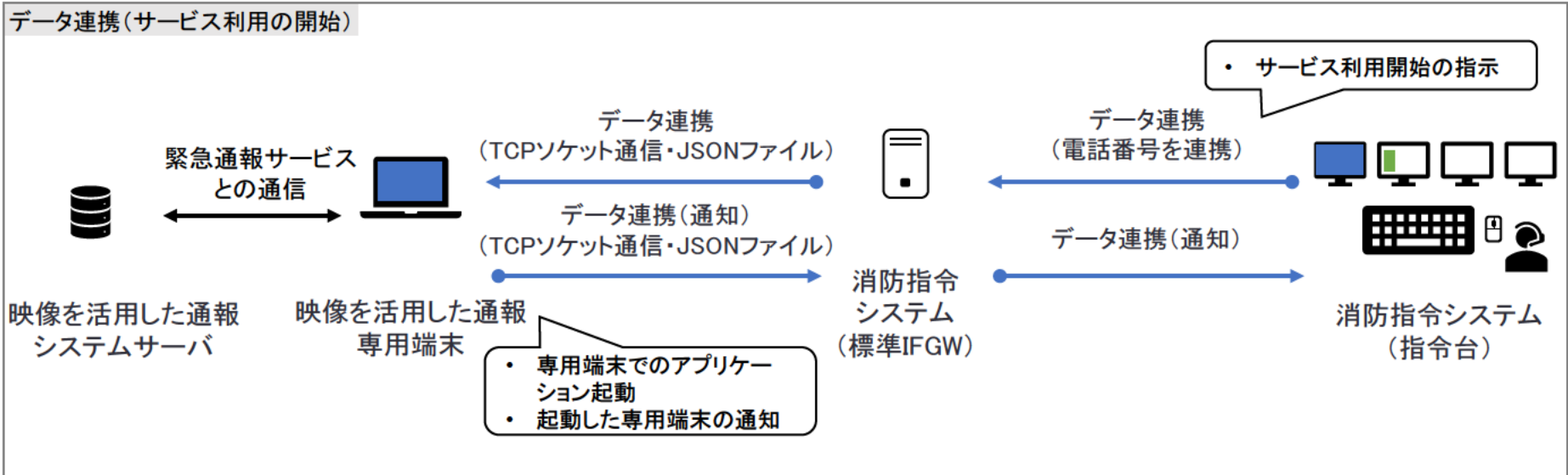
（※）（緊急通報サービス専用端末）－（消防指令システム：標準IFGW）－（消防指令システム：指令台）

■ 検証事項（例）：Net119緊急通報システムから消防指令システムへのデータ連携



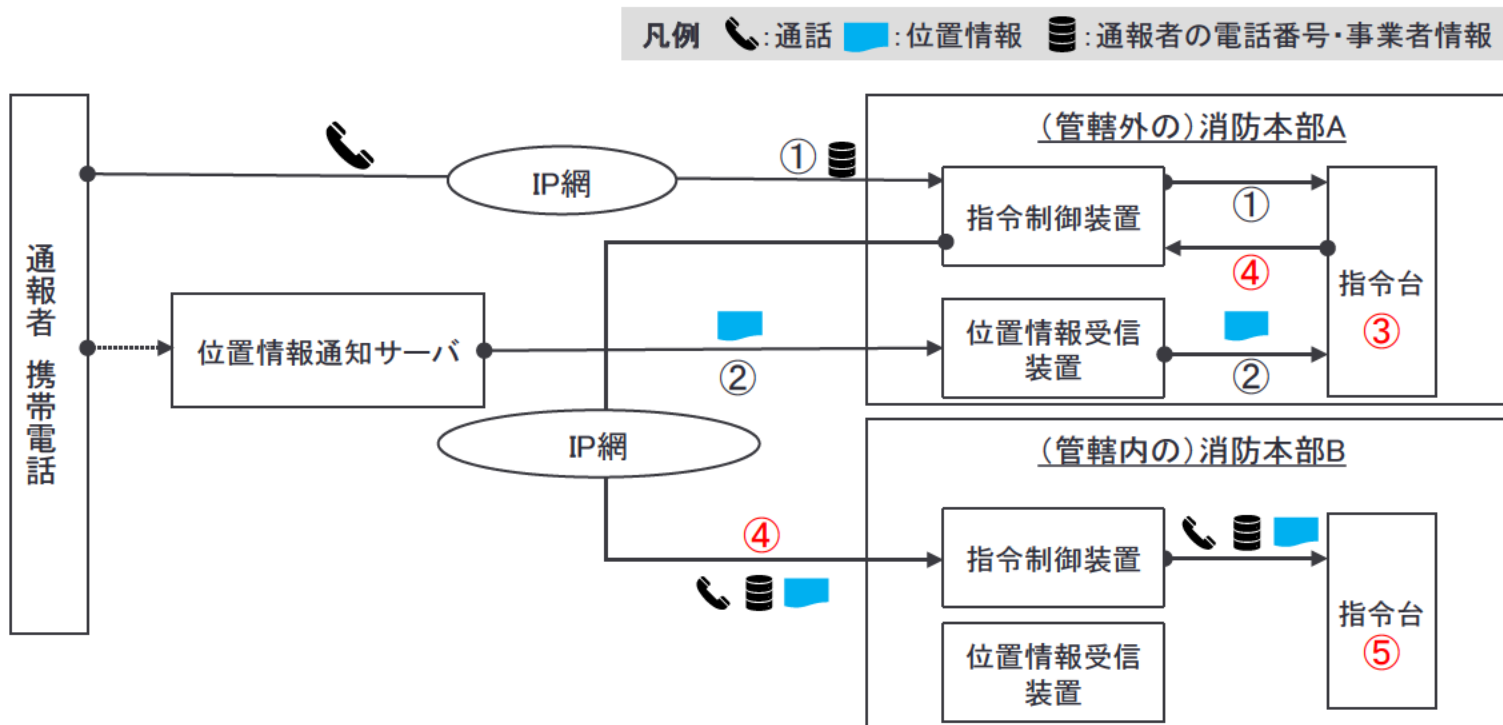
「消防機関への緊急通報標準インターフェイス」実証事業フェーズ3

■ 検証事項(例): 映像を活用した通報に対する電話番号連携、通報の開始



「消防本部間位置情報転送に係る検討」実現イメージ

- 消防本部間での位置情報転送の実現に向け、ユーザ・ユーザ情報(UUI)で位置情報を転送するための定義内容を検討した。



赤字=携帯電話からの通報転送時におけるUUIの利用(現行フォーマット)からの更新箇所

転送の流れ (上図と対応)

- ① 119番通報が入電すると、消防本部の指令台で通報者の電話番号・通信事業者情報を受信する。
- ② 消防本部の指令台に、通報者の位置情報が通知される。
- ③ 転送元消防本部の指令台で、転送処理を行った際、受信した通報者の電話番号・通信事業者情報・**通報者の位置情報**がUUIに変換される。
- ④ 転送先消防本部の指令台に音声**及び③のデータ**を転送する。
- ⑤ 転送先消防本部の指令台は通話を受信すると同時に、**位置情報を含む**通報情報を受信する。

「消防本部間位置情報転送に係る検討」公表資料

- 令和6年3月に「消防本部間位置情報転送時のユーザ・ユーザ情報(UUI)定義書」「消防指令システムの導入手順書」を公表予定である。

[S6-01] 消防本部間位置情報転送時のユーザ・ユーザ情報(UUI)定義書

消防本部間位置情報転送時の
ユーザ・ユーザ情報 (UUI)
定義書

【記載内容】

- 消防本部間の位置情報転送に利用する転送フォーマットの定義
- 転送要素の定義

【消防本部での利用方法】

- 要件定義時
 - ・ 事業者への情報提供依頼への添付
- 調達仕様書作成時
 - ・ 調達仕様書への定義

[S8-01] 消防指令システムの導入手順書※

消防指令システムの
導入手順書

【記載内容】

- 「消防本部間位置情報転送時のユーザ・ユーザ情報(UUI)定義書」の活用方法、手順の解説
- 位置情報転送の仕組みの解説
- 調達仕様書への記載例

【消防本部での利用方法】

- 要件定義時
 - ・ 位置情報転送の仕組みの導入要否を検討する際の参考資料
- 調達仕様書作成時
 - ・ 調達仕様書への記載箇所・記載内容例の確認

※旧[S1-05]消防本部向け作成資料に係る解説文書。解説対象の追加に伴い文書名称を変更している。

「消防本部間位置情報転送に係る検討」転送情報

- 携帯電話からの119番通報を転送する際に、UUIで転送されている事業者情報、電話番号に加え位置情報(緯度・経度・誤差)を通知する。

■ 119番通報転送時にUUIを利用して消防本部間で通知される情報

※赤枠: 新たに通知される情報

1. 通報者の電話番号 (例:090 1234 5678)

- ・ 現行システムと変わらず通知される。

2. 通報者利用の通信事業者情報 (例:DOCOMO)

- ・ 現行システムと変わらず通知される。

3. 通報者の位置情報 (例:北緯36度 東経138度 誤差半径5m)

- ・ 緯度(方位+度数+小数部5桁)、経度(緯度に同じ)、位置精度(誤差半径[m])から構成される。
- ・ 転送時点で位置情報通知サーバから取得している最新の位置情報が転送される。

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
	0	1	1	1	1	1	1	0
	ユーザ・ユーザ 情報要素識別子							
	ユーザ・ユーザ内容長							
	0	0	0	0	0	0	0	0
	プロトコル識別子							
	消防情報要素識別子 (IA5キャラクタ)							
	通信事業者情報 内容長							
	通信事業者情報 番号ディジット (IA5キャラクタ)							
	発番号 内容長							
	発番号 番号ディジット (IA5キャラクタ)							
	緯度 内容長							
	緯度 番号ディジット (IA5キャラクタ)							
	経度 内容長							
	経度 番号ディジット (IA5キャラクタ)							
	位置精度 内容長							
	位置精度 番号ディジット (IA5キャラクタ)							

■ UUIでの転送情報イメージ

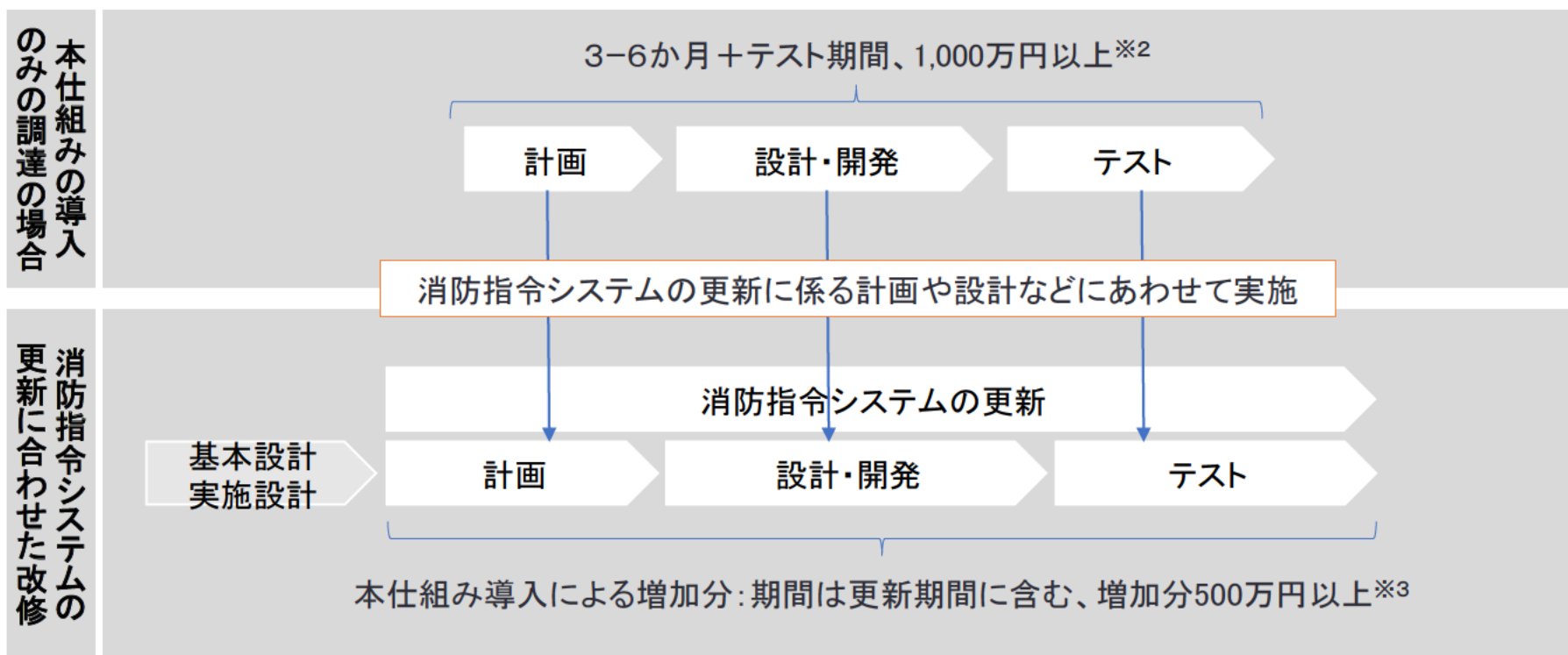
※赤枠: 既存のUUIに追加する要素

※発番号: 通報者の電話番号を通知する情報要素

(参考)「消防本部間位置情報転送に係る検討」必要なコスト・期間

- 消防本部間位置情報転送時のユーザ・ユーザ情報(UUI)定義書を実現するために、必要なコスト・期間(概算)を消防指令システム事業者各社に確認した。
- 本機能のみを追加する場合であっても相当の費用や期間が必要となるため、機能を追加する際は消防指令システムの更新事業等に併せて実施することが望ましい。

■ 位置情報転送の実現に必要なコスト・期間(想定・概算)※1



※1: 消防指令システム事業者へのヒアリングを基に整理。消防指令システム(Ⅱ型)の指令台4台に、新UUIを送信するための改修、及び新UUIを受信するための改修を行った場合を想定。

※2: 1,000万円以上との回答が多数、最大2,000万円以上

※3: 500万-700万、1000万円以上の回答が同程度、最大2,000万円